

第3回 荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会及び
第3回 那珂川・久慈川堤防調査委員会

議 事 次 第

日時：令和元年12月2日（月）9:30～
場所：TKP大宮駅西口カンファレンスセンター
ホール6A

1. 開 会
2. 挨 捶
3. 委員等紹介
4. 議 事
5. 閉 会

第3回 荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会

第3回 那珂川・久慈川堤防調査委員会

出席者名簿

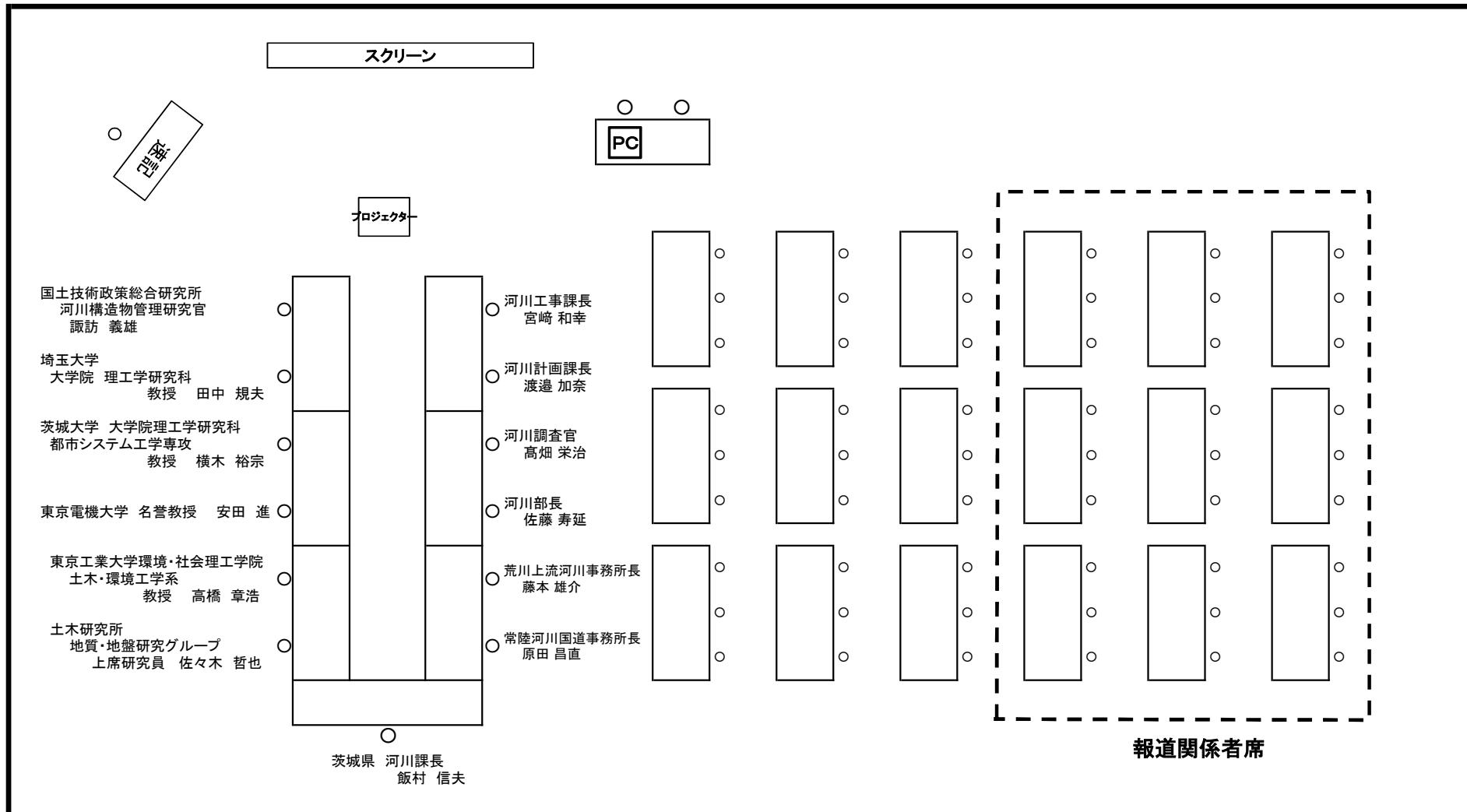
堤防調査委員会委員

氏名	所属
安田 進	東京電機大学 名誉教授
佐々木 哲也	国立研究開発法人土木研究所地質・地盤研究グループ土質・振動チーム 上席研究員
諏訪 義雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川構造物管理研究官
高橋 章浩	東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授
田中 規夫	埼玉大学 大学院 理工学研究科 教授
横木 裕宗	茨城大学 大学院 理工学研究科 都市システム工学専攻 教授

関東地方整備局・茨城県

	部課名	役職名	氏名
関東地方整備局	河川部	部長	佐藤 寿延
	河川部	河川調査官	高畠 栄治
	河川部河川計画課	課長	渡邊 加奈
	河川部河川工事課	課長	宮崎 和幸
	荒川上流河川事務所	事務所長	藤本 雄介
	常陸河川国道事務所	事務所長	原田 昌直
茨城県	河川課	課長	飯村 信夫

委員会会場 ホール6A



荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和元年10月台風19号の台風に伴う出水により生じた荒川水系越辺川・都幾川の堤防決壊について、被災原因を特定し、被災状況に対応した堤防復旧工法を検討することを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、国土交通省関東地方整備局河川部長が設置する。

(検討内容)

第4条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- (1) 荒川水系越辺川・都幾川の堤防決壊の原因の特定
- (2) (1) を踏まえた堤防復旧工法

(委員会)

第5条 委員会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
3 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案等に影響を及ぼす恐れがあるため、公開することが適切でない場合は、非公開とすることがある。なお、報道関係等のカメラ撮りは委員会冒頭のみ可能とする。

- 2 議事内容の公開は、議事要旨の形式で、出席した委員の確認を得た後、後日、関東地方整備局ホームページで公表するものとする。
- 3 委員会資料は、後日、関東地方整備局ホームページで公表する。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案に影響を及ぼす恐れがある等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

第9条 事務局は、関東地方整備局河川部河川計画課及び荒川上流河川事務所に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和元年 10月 17日から施行する。

荒川水系越辺川・都幾川堤防調査委員会

委 員 名 簿

委 員	佐々木 哲也	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
委 員	諏訪 義雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川構造物管理研究官
委 員	高橋 章浩	東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授
委 員	田中 規夫	埼玉大学 大学院 理工学研究科 教授
委 員	安田 進	東京電機大学 名誉教授 東京電機大学総合研究所 客員教授

(敬称略 五十音順)

那珂川・久慈川堤防調査委員会 規約

(名称)

第1条 本会は「那珂川・久慈川堤防調査委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、令和元年10月台風19号の台風に伴う出水により生じた那珂川・久慈川の堤防の決壊について、被災原因を特定し、被災状況に対応した堤防復旧工法を検討することを目的とする。

(組織等)

第3条 委員会は、国土交通省関東地方整備局河川部長が設置する。

(検討内容)

第4条 委員会は、前条の目的のため次の事項を検討する。

- (1) 那珂川及び久慈川の堤防決壊の原因の特定
- (2) (1) を踏まえた堤防復旧工法

(委員会)

第5条 委員会は別紙に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置く。
2 委員長は、委員の互選により選任する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。
2 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。なお、委員の代理出席は原則として認めない。ただし、委員長が認めたときはこの限りでない。
3 委員会は、目的を達成するために必要があると認めるときには、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(委員会の公開)

- 第8条 委員会は、原則として公開とする。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案等に影響を及ぼす恐れがあるため、公開することが適切でない場合は、非公開とすることがある。なお、報道関係等のカメラ撮りは委員会冒頭のみ可能とする。
- 2 議事内容の公開は、議事要旨の形式で、出席した委員の確認を得た後、後日、関東地方整備局ホームページで公表するものとする。
 - 3 委員会資料は、後日、関東地方整備局ホームページで公表する。ただし、今後予定される検討業務や工事の発注における技術提案に影響を及ぼす恐れがある等で公表することが適切でない資料等については、公表しないものとする。

(事務局)

- 第9条 事務局は、関東地方整備局河川部河川計画課及び常陸河川国道事務所に置く。

(その他)

- 第10条 この規約に定めがない事項は、委員会において定める。

附則

(施行期日)

この規約は、令和元年 10月 18日から施行する。

那珂川・久慈川堤防調査委員会

委 員 名 簿

委 員	佐々木 哲也	国立研究開発法人土木研究所 地質・地盤研究グループ 土質・振動チーム 上席研究員
委 員	諏訪 義雄	国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 河川構造物管理研究官
委 員	高橋 章浩	東京工業大学 環境・社会理工学院 土木・環境工学系 教授
委 員	安田 進	東京電機大学 名誉教授 東京電機大学総合研究所 客員教授
委 員	横木 裕宗	茨城大学 大学院 理工学研究科 都市システム工学専攻 教授

(敬称略 五十音順)